



# ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社法 の一部を改正する法律案について

令和8年4月  
環境省



# ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律案の概要



現状・課題

措置事項

## <高濃度PCBに係る課題>

- PCB法において、高濃度PCB廃棄物及び高濃度PCB使用製品の法定の処分期間内（令和5年3月末等）の処分（処分の委託を含む。）を義務付け。
- **中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）におけるPCB処理事業が終了**※し、今後、少量・散発的に発生する**PCB廃棄物の取扱いを定める**必要。

※ 現行法はJESCOの処理が終了前の処分を義務付け  
高濃度PCB製品は、引き続き廃棄物とみなす。

※ JESCOにおけるPCB処理事業の期間は立地地方公共団体との約束を踏まえて設定され、PCB法に基づく政府の基本計画に記載

## <低濃度PCBに係る課題>

- PCB法において、低濃度PCB廃棄物の法定の処分期間内（令和9年3月末）の処分を義務付け。
- **使用中の低濃度PCB使用製品**は相当数存在し、今後も**低濃度PCB廃棄物は相当数発生**。

## (PCB法の改正)

### <高濃度PCB>

- JESCOの事業終了後、新たに発見される高濃度PCB廃棄物に備えて処分期間の規定を見直す※。 ※ 発見後に一定期間内の処分を義務付ける
- **今後、処理能力を有する民間処理施設で安全に処分**※。 ※ 民間処理施設での処理に係る基準等は廃棄物処理法の告示改正で措置

### <低濃度PCB>

- 使用終了後の適正な処分を図るため、**低濃度PCB使用製品の管理基準や届出制度を創設**。

## (JESCO法の改正)

- 高濃度PCB廃棄物の処理が完了するため、JESCOのPCB処理事業等を廃止。

<施行期日> 令和9年4月1日（改正JESCO法の施行は政令で定める日）

## 法案の背景① PCB廃棄物への対応の経緯

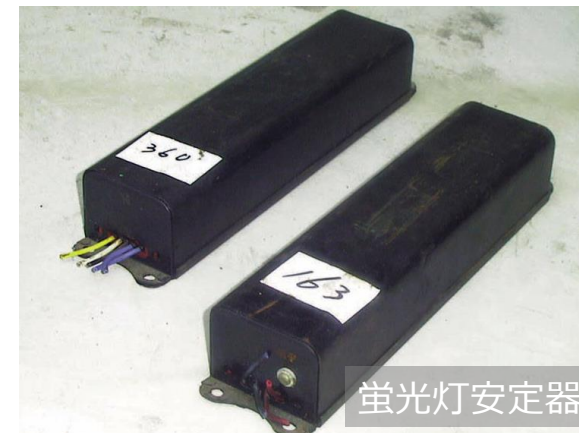
- **ポリ塩化ビフェニル（PCB）**とは、絶縁性等の性質を持つ油状の物質で、かつて様々な**電気機器の絶縁油等に使用**された。体内に蓄積し様々な症状<sup>※1</sup>を引き起こす**毒性**が明らかとなり、昭和47年以降は**製造禁止**。
- その適正な処理を図るため、**PCB法**において、**高濃度<sup>※2</sup>・低濃度に区分**し、処分期間内の処分を義務付けている。
- 高濃度PCB廃棄物は、国100%出資の**JESCO<sup>※3</sup>の処理施設において処理**を行っており、令和7年度末（令和8年3月末）で終了。

※1 吹出物、色素沈着、目やにななどの皮膚症状、全身倦怠感、しびれ感、食欲不振など

※2 主に5,000mg/kg超

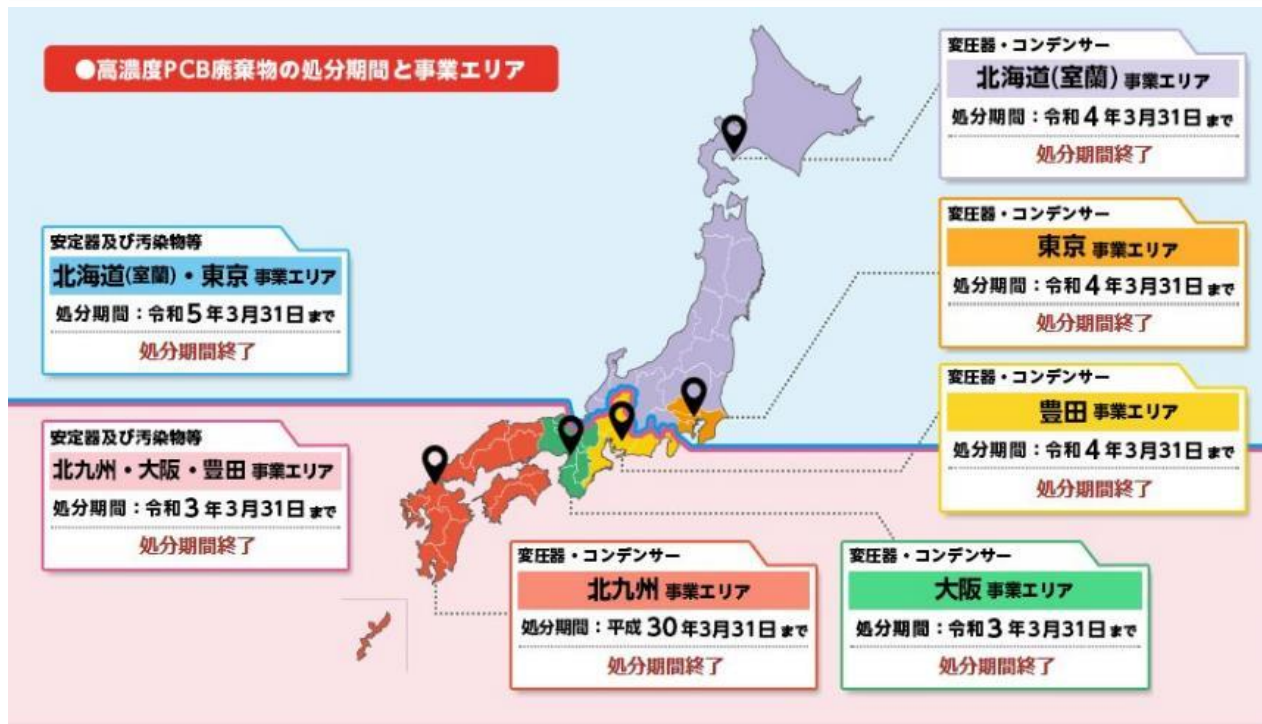
※3 中間貯蔵・環境安全事業株式会社（国100%出資の特殊会社）

### PCBを含む機器の例



## 法案の背景② 高濃度PCB廃棄物の処分の進展

- PCB特措法にて**高濃度PCB廃棄物**及び**高濃度PCB使用製品**の届出及び**処分期間内**（令和5年3月末等）の**処分（処分の委託を含む。）**を義務付け。
- JESCOにて**高濃度PCB廃棄物の処理がほぼ完了**。
  - 処理量は、変圧器・コンデンサー等が39万6千台、安定器・汚染物等が2万1千トン（令和8年3月末時点）。
- JESCO事業により高濃度PCB廃棄物の処理は大きく進展。**令和7年度末で事業終了**。



- PCB特措法にて**低濃度PCB廃棄物**の届出及び**処分期間内**（令和9年3月末）の**処分を義務付け**。大臣認定の無害化処理施設等（焼却施設26カ所）において処理を実施。
- **低濃度PCB使用製品**は、PCBの製造禁止後に製造工程等で非意図的にPCBが混入した絶縁油等を使用した製品であり、前回法改正（平成28年）以降、法附則の規定を踏まえ、**関係省庁・関係業界の協力を得て実態把握を進めてきた**。

## ●低濃度PCB廃棄物の処理状況

	令和6年度処理実績	累計処理量 (令和6年度末時点)
廃電気機器類 (変圧器・コンデンサー等)	約14万台	約97万台
PCB絶縁油	約1.1万トン	約18万トン
汚染物	約3.2万トン	約19万トン

## ●低濃度PCB使用製品の届出件数： 変圧器、コンデンサー等電気機器類は約39,400台

（※令和6年3月末時点。任意の届出に基づく情報であり、残存量としてはそれよりも多くの製品が存在。）

### ※平成28年改正法附則第5条

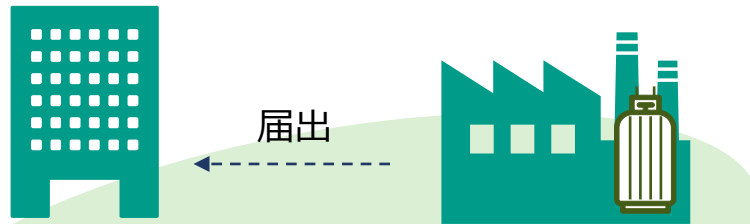
政府は、この法律の施行後五年以内に、新法の施行の状況等を勘案し、**ポリ塩化ビフェニルが使用されている製品に関する施策の在り方**を含め、新法の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

### <要綱第1-1、1-2>

- 目的規定、定義規定について所要の改正を行う。（第1、2条関係）

### <要綱第1-3>

- 低濃度使用製品所有事業者は、低濃度PCB使用製品の所有及び使用の状況、使用の場所、使用の終了の見込み等を都道府県知事に届け出なければならないものとする。  
（第8条関係）
- 低濃度使用製品所有事業者は、届出をした低濃度PCB使用製品について、政令で定める基準に従い管理しなければならないものとする。（第9条関係）
- 電気事業法第2条第1項に定める電気工作物であって政令で定めるものについては、電気事業法の定めるところによるものとする。（第11条関係）



都道府県知事

低濃度使用製品所有事業者

### <事業者からの届出>

行政がPCB使用製品の所在や数量等を把握し、指導等を通じた適切な廃棄を促進



### <PCB使用製品の管理>

低濃度PCB使用製品を特定し、PCBの飛散・漏えい等がないような管理を講じることで、PCBの環境中への飛散・漏えいを防止。

## ＜要綱第1-4＞

- 届出をした低濃度PCB使用製品の使用を終了した事業者又は保管する廃棄物がPCB廃棄物（高濃度・低濃度）であると判明した事業者は、その使用を終了したとき又は判明したときは、PCB廃棄物の保管の状況、保管の場所等を都道府県知事に届け出なければならないこととする。（第12条、第19条、第22条関係）
- PCB廃棄物の保管の届出をした事業者は、低濃度PCB使用製品の使用を終了した日又は保管する廃棄物がPCB廃棄物であると判明した日から5年を超えない範囲内において政令で定める期間が経過する日までにPCB廃棄物を自ら処分をし、又は他人に処分を委託しなければならないこととする。（第12条、第19条、第22条関係）

※ 高濃度PCB使用製品は高濃度PCB廃棄物とみなす。

## ➡ これまでの一律の処分期間内の処分義務付けから、個々のPCB廃棄物毎に設定される処分期間内の処分の義務付けへと見直し

（高濃度：少量・散発的に発見される廃棄物への対応、低濃度：使用を終了する製品等への対応）



① 処分期間の起点、② 保管の状況、④ 処分完了を報告

＜期間内処分の義務付け＞  
個々のPCB廃棄物毎の処分期間内に処分

### <附則：経過措置>

- 改正法案の施行日（令和9年4月1日）より前から保管・届出されたPCB廃棄物の取扱いを附則に定める。

### 改正法案附則に定める経過措置

	保管・届出時期	適用 <sup>※1</sup>
高濃度PCB廃棄物	旧法の処分期間内 (令和5年3月末等まで)	旧法 (処分期間を徒過)
	旧法の処分期間後から 法施行日までの間	新法 <sup>※2</sup> (法施行日を判明日 <sup>※3</sup> とみなす)
低濃度PCB廃棄物	旧法の処分期間内 (令和9年3月末)	旧法 (処分期間を徒過)


※1 法施行前に実施した行政代執行に係る費用の徴収は引き続き可能とする。

※2 旧法の処分期間中は、関係省庁、地方公共団体、関係団体の総力を挙げての掘り起こし・総ざらいが行われたことを踏まえれば、処分期間内に発見されなかったことは事業者には強い帰責性があるとは言えず、処分期間後に発見され届け出られた高濃度PCB廃棄物は法施行日を判明日とみなして新法の規定を適用することとする。

※3 新法の処分期間の起点となる日

## ＜要綱第1-4＞

- 都道府県等のPCB廃棄物処理計画の策定義務に係る規定等を削る。（旧第7条、第9条関係）
- 指導及び助言、承継の届出、報告の徴収及び立入検査等の規定の対象に低濃度PCB使用製品の届出をした者を加えることとする。（第10条、第17条、第32条、第33条関係）
- 環境大臣は、PCB塗布施設等の所有又は管理に係る事業を所管する大臣に対し、低濃度PCB廃棄物の飛散の防止について必要な措置を講ずることを要請できるものとする。（第29条関係）
- 低濃度PCB使用製品の届出義務違反等を罰則の対象とする。（第42条関係）


**高濃度PCB廃棄物のJESCOによる処理が終了することから、計画的処理を前提とした都道府県事務を見直し、新たな制度への対応に重点化できるように規定を改正する**

高濃度PCB廃棄物の計画的処理を前提とした  
 都道府県事務に関する規定

廃止

- PCB廃棄物処理計画の策定
- 保管等の状況の公表



改正法案に基づく都道府県事務に関する規定

- 個々のPCB廃棄物毎に設定される処分期間内の処分への対応
- 低濃度PCB使用製品、低濃度PCB使用疑い製品等への報告徴収、立入検査

※計画策定や保管状況の公表はJESCOでの高濃度PCB廃棄物の計画的処理を達成するためのものであり、規定を廃止しても特段の支障は生じない

## <要綱第2>

- JESCOの事業から「PCB廃棄物の処理を行うこと」を削る。等  
(第7条、第11条、第17条関係)

- JESCOのPCB処理事業は令和7年度末で終了。
- 処理施設の解体及びその解体により生ずる廃棄物の撤去は引き続き実施し、PCBの適切な廃棄を確保。

### 設備の解体撤去の様子（北九州PCB処理事業所の例）



解体撤去前



解体撤去中



解体撤去後